

総務教育常任委員会資料

(令和元年6月26日)

〔件名〕

- ・自動車税の督促状の誤送付について 【税務課】・・・1
- ・健康増進法改正に伴う県施設の対応について 【職員支援課】・・・2
- ・人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について
【人権・同和対策課】・・・4
- ・令和元年度鳥取県同和対策協議会第1回総会の開催結果について
【人権・同和対策課】・・・7
- ・令和元年度鳥取県部落解放月間について 【人権・同和対策課】・・・9

総 務 部



自動車税の督促状の誤送付について

令和元年6月26日
税 務 課

自動車税の督促状を納期限内に納付した納税者に誤って送付した件について報告します。

1 概要

6月20日に自動車税の督促状を発付したが、税務システム上の不具合により、納期限内にコンビニで自動車税を納付いただいた自動車のうち、5月以前に減免又は抹消登録により当初税額から税額が変更となったものについて督促状が作成されており、誤って送付してしまった。

6月21日に納税者から連絡があり誤送付が判明。誤送付した方には電話又は文書により謝罪した。

2 誤送付した件数

33件

5月以前に減免又は抹消登録により当初税額から税額が変更となった自動車のうち、5月25日(土)以降にコンビニで自動車税が納付されたもの

3 誤送付の経緯と対応状況

6/7 (金)	督促状作成処理 (24,139 件)
6/14 (金) ~ 6/20 (木)	各県税事務所において督促状の抜取作業
6/20 (木)	督促状発付 (18,649 件)
6/21 (金) 午後3時頃	納税者から「納期限内に納付したにもかかわらず督促状が届いた」旨の連絡があり、督促状の誤送付が判明
” 判明後~ 6/22 (土)	誤送付した方へお詫びの電話 電話連絡ができなかった方へはお詫びの文書を送付 (6/22)

4 発生した原因

督促状作成処理日(6月7日)時点において、税務システムに仮収納データが入っている場合は、督促状が作成されない仕組みとなっており、本来、コンビニ納付では6月5日納付分までは督促状が作成されないはずであった。

しかしながら、本年1月から稼働した新税務システム上の不具合により、5月以前に減免又は抹消登録により当初税額から税額が変更となった自動車のうち、督促状作成処理時に税務システム上で仮収納となっていたものについて、督促状が誤って作成され、送付してしまった。

※コンビニで納付された場合、コンビニでの支払後、1~2日後に反映される速報(仮収納)を税務システムに反映させて督促状を作成している。なお、督促状作成後から発付日までは、納付者リストにより抜き取り作業を行っている。

5 再発防止策

- ・督促状作成のプログラムのチェックを徹底的に行い、直ちに不具合の修正を行う。
- ・督促状発付にあたっては、データの確認を徹底する。

健康増進法改正に伴う県施設の対応について

令和元年6月26日
職員支援課

健康増進法が一部改正され、望まない受動喫煙の防止を図る観点から、多数の者が利用する施設等について、その区分に応じ、受動喫煙防止対策や喫煙場所の特定、掲示などが義務付けられたことを受けた県施設の対応について、次のとおり報告します。

1 健康増進法の改正の概要

- ・国及び地方公共団体の責務として、受動喫煙防止措置の推進を明記。
- ・多数の者が利用する施設等における喫煙を禁止。

区分	内容	施行日
第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、学校・病院・児童福祉施設等、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎	敷地内禁煙 (特定屋外喫煙場所の設置可)	令和元年7月1日
第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設以外の施設	屋内禁煙 (屋外及び喫煙専用室内の喫煙可)	令和2年4月1日

※行政機関の庁舎とは、政策や制度の企画立案を行っている施設及び県に設置が義務付けられている施設をいう。

※公の施設（本庁及び第一種施設に該当する施設を除く）、議会、政策や制度の企画立案を行っていないその他の施設は第二種施設に該当する。

2 県（知事部局）の対応

(1) 第一種施設は7月1日から「敷地内禁煙」とする。

ただし、「特定屋外喫煙場所」の設置が可能な施設において、来庁者の便など施設の実情に応じて必要がある施設については、受動喫煙防止の措置を講じた上で「特定屋外喫煙場所」を設置する。

【特定屋外喫煙場所を設置する施設】

県庁舎、東部庁舎、八頭庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター、消防学校、消防防災航空センター、産業人材育成センター（倉吉、米子）、農業大学校、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、林業試験場、水産試験場、栽培漁業センター、東伯農業改良普及所

※県庁舎の特定屋外喫煙場所は、現行の3か所の喫煙場所を集約し、1か所とする。

(2) 第二種施設のうち、屋内に喫煙所を設置している場合は、令和2年4月1日までに屋内禁煙に移行する。

(3) 「特定屋外喫煙場所」を設置した場合は、その利用状況や受動喫煙を防止できているかを定期的に検証し、必要な見直しを行う。

(4) 指定管理施設（公の施設）については、指定管理者に対して施行日までに適切に対応するよう依頼した。

【参考】

特定屋外喫煙場所：屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所

↓
(措置の内容)

- ①喫煙をすることができる場所が区画されていること
(線を引く、パーテーションのみで可。壁及び天井で囲まれた閉鎖型の特定屋外喫煙所も可。)
- ②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること
- ③第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること（建物の裏、屋上など）

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- 第一種施設
- ・学校、児童福祉施設
 - ・病院、診療所
 - ・行政機関の庁舎 等

上記以外の施設*

- 第二種施設
- ・事務所
 - ・工場
 - ・ホテル、旅館
 - ・飲食店
 - ・旅客運送事業船舶、鉄道
 - ・国会、裁判所 等

*個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

【経過措置】

- 既存の経営規模の小さな飲食店
- ・個人又は中小企業が経営
 - ・客席面積100㎡以下

喫煙目的施設

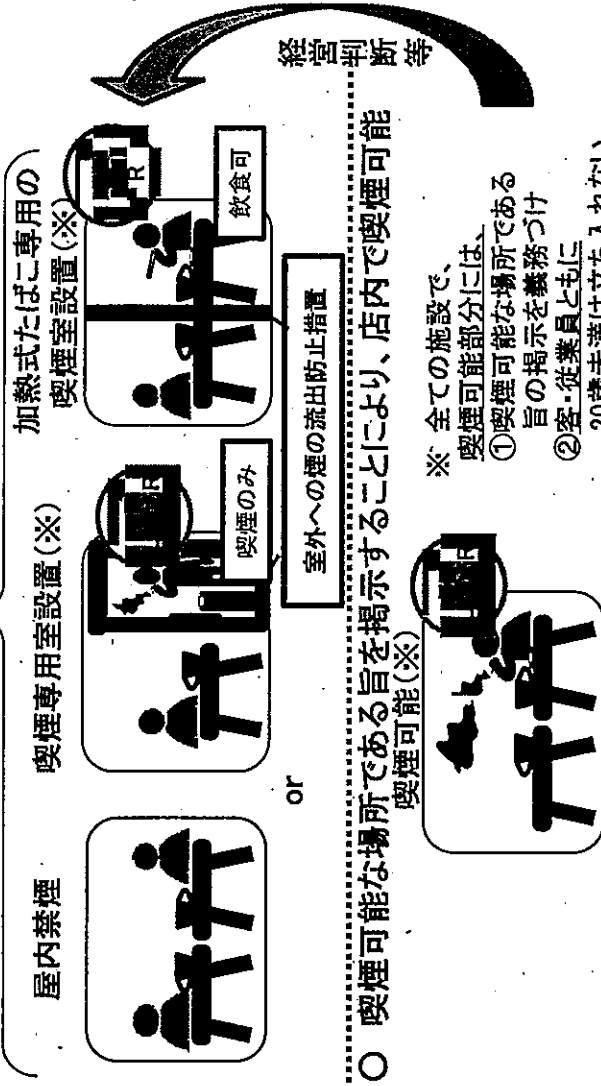
- ・喫煙を主目的とする施設
- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 ・公衆喫煙所

屋外や家庭など

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択



喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能

- ※ 全ての施設で、喫煙可能部分には、
- ① 喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
 - ② 空・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

施設内で喫煙可能 (※)

喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をしよう配慮。
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年
7月1日
施行

2020年
4月1日
施行

2019年
1月24日
施行

人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について

令和元年6月26日

人権・同和対策課

平成30年度の人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について、以下のとおり報告します。
(「同和問題・部落差別相談窓口」「障がい者差別解消相談支援センター」「こどもいじめ人権相談窓口」を含みます。)

※人権尊重の社会づくり相談ネットワークは人権問題を救済する観点から、平成21年4月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を改正(第6条に新たに規定)し、県内3カ所に相談窓口を設け運用している。

(参考)「鳥取県人権尊重の社会づくり条例第6条第1項」

知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口(県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者への支援を行うための窓口をいう。)を設置する。

「部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年12月)第4条第2項」

地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例(平成29年9月)第13条第1項」

県は、障がいを理由とする差別の解消を図るため、障がいを理由とする差別につき相談に応じるとともに、相談をした者への支援を行うための窓口(障がい者差別解消相談支援センター)を設置する。

- 1 相談件数・・・419件(対前年度比80.9%:前年度518件) (詳細は参考のとおり)
相談件数(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

①受付機関別

	H30	H29
人権局	151	235
中部振興局	48	55
西部振興局	220	228
計	419	518

②相談形態別

	H30	H29
面接	125	142
電話	271	319
封書等	23	57
計	419	518

2 専門相談員の相談事例

専門相談員が行った相談事例はありません。(平成30年度事例なし)

3 こどもいじめ人権相談

いじめが全国的に問題になっていることを受け、平成24年9月21日に人権局に「こどもいじめ人権相談窓口」を開設し、子どものいじめに係る相談に対応している。

(1) 設置箇所: 県庁人権局

(2) 電話相談: 24時間対応、メール相談: 24時間受付(独立した電話回線、メールアドレスで運用)

(3) 相談件数: 46件(前年度48件 人権相談件数の内数)

(4) 対応事例

①相談内容の傾聴に努め、問題点を確認しながら教育委員会と連携しながら助言を行った。

②学校及び教育委員会と相談者の話し合いに同席し、相談者の支援を行った。

相談事例及び相談内容

1 主な相談事例

支援類型	具体例	
	相談分野	対応状況
① 整理・関係機関への伝達 〔相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進〕	疾病	病院の会計をする際に、他県では求められなかった証明書を提示するよう大きな声で言われた。県の担当課から、きちんと医療機関に徹底するようにしてほしいとの相談に対し、担当課に連絡し、適切な対応を依頼した。
	その他	性的マイノリティの方の体と心、カミングアウトのタイミングなど同じ悩みを抱える人たちの話を聞きたいとの相談に対し、当事者団体に連絡し、対応を依頼した。
② 第三者として当事者に伝達 〔相談内容を第三者の立場で冷静に伝達し、解決を促進〕	障がい	イベントで車椅子使用者が、ステージから転落されるのを目撃した。幸い大事には至らなかったようだが、主催者側の危機管理意識のなさを痛感した、との相談に対し、当該会場及びイベント主催者に伝達し、注意喚起を促した。
	障がい	投票所での適切な対応及び災害時の避難経路にあたる河川の改修について要望しているが、回答も遅く、詳しい説明もないとの相談に対し、当該自治体に伝達を行い配慮と検討を依頼した。
③ ケース会議開催など関係機関と緊密に連携した支援 〔関係機関職員等と対応策を検討しながら解決を促進〕	障がい	施設管理者の不当な言動、態度についての相談に対し、障がい者虐待防止の観点から、地元自治体、県担当課と対応策を検討した。
④ 必要な情報の提供 〔問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供〕	労働者	現在の職場の賃金が低く、転職を考えているが、辞めさせてもらえない。また、その件について相談機関との信頼関係が築けないとの相談に対し、他の労働関係の相談機関を紹介するとともに、経済的な面での不安もあることから、あわせて社会福祉協議会の貸付金の情報提供を行った。
	女性	夫と6歳の長女と借家で暮らしているが、夫が暴言、排斥等精神的圧力をかけてくるようになり離婚がしたい、との相談に対し、離婚調停、親権について説明するとともに、当面はDVの危険もあるので県の心と女性の相談室の紹介を行った。

2 人権相談窓口における相談の状況について

(1) 相談件数 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

① 受付機関別

	H30	H29
人権局	151	235
中部振興局	48	55
西部振興局	220	228
計	419	518

② 相談形態別

	H30	H29
面接	125	142
電話	271	319
封書等	23	57
計	419	518

(2) 相談内容

① 分野別

	同和 問題	外国人	障がい	障がい細分 (複数計上)					子ども	女性
				身体	知的	精神	発達	不明		
H30	2	2	179	19	14	142	11	0	61	27
H29	3	0	316	17	15	225	60	3	129	11

	高齢者	労働者	疾病	その他	計
H30	53	83	92	119	618
H29	12	72	111	106	760

※相談内容により複数の分野に計上

② 行為類型別

	差別 表現	落書 き	インタ ーネッ ト	就労		虐待					サー ビス 提供	就学
				(募集 採用)	(左 以外)	(身 体的)	(心 理的)	(性 的)	(経 済的)	(ネ グレクト)		
H30	6	0	3	22	76	8	20	1	12	2	101	19
H29	2	0	4	84	70	5	20	0	2	5	134	56

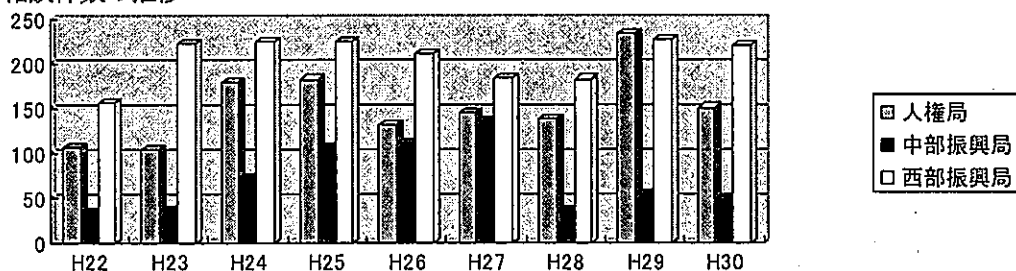
	プ ラ イ バ ン	居 住 ・ 生 活 の 安 全	報 道 被 害	誹 謗 中 傷	嫌 が ら せ	い じ め	セ ク ハ ラ	性 暴 力	結 婚 差 別	賃 貸 拒 否	そ の 他	計
H30	10	162	2	14	150	32	3	2	0	0	119	764
H29	3	192	2	41	157	46	2	2	0	5	115	947

※相談内容により複数の行為類型に計上

(3) 相談窓口の対応状況

	情 報 提 供 ・ 助 言	他 機 関 (県 の 機 関) 紹 介	他 機 関 (県 以 外) 紹 介	そ の 他 (傾 聴 な ど)	計
H30	353	5	3	58	419
H29	472	5	2	39	518

(参考) 相談件数の推移



令和元年度鳥取県同和対策協議会第1回総会の開催結果について

令和元年6月26日
人権・同和対策課
人権教育課

部落差別の解消の推進に関する法律の施行（平成28年12月16日）を受け、平成29年度から鳥取県同和対策協議会において、部落差別の解消に向けて早期に対応すべき課題に係る具体策について検討してきました。この度、鳥取県同和対策協議会の令和元年度第1回総会を6月7日に開催し、今年度の取組方針等について協議しました。

- 1 期 日 令和元年6月7日（金）
- 2 場 所 鳥取県庁 第12会議室
- 3 出席者 委員24名、事務局（県人権局、県教育委員会人権教育課）
- 4 協議結果

今年度は、具体的な施策等の取組を進めながら、中長期的課題について協議・検討する。

- 「部落差別問題学習資料」、「教職員研修プログラム」の活用
- 効果的な小地域懇談会の支援策検討
- ネットモニタリング・ネットワークの設置
- 隣保館相談支援機能強化事業の実施
- 隣保館を通じた地域課題把握調査、土地差別の実態調査の実施

【鳥取県同和対策協議会】（昭和44年～）

当事者団体代表、市町、隣保館代表、各地区同和対策協議会、学識経験者等委員24名で構成

○会 長：出脇 敏明（鳥取市人権教育協議会長）

○事務局：鳥取県人権・同和対策課、鳥取県教育委員会人権教育課

＜令和元年度の取組＞

分科会	H29年度提案	H30年度の取組・検討	令和元年度の主な取組
教育 啓発	①部落差別問題 学習資料作成	○教員が授業の組立ての参考に使える学習資料を年度内に作成し、各学校等に配布した。	○令和元年度からの活用を図る。 ○各種会議で周知し、当該資料を使った教員研修を実施する。 ○教員等から使った感想などを聞き、内容を見直す。
		○一般向け学習資料(啓発冊子)案を検討した。	○令和元年度に印刷・配布する。 ＜スケジュール＞ 6月 学習資料(啓発冊子)案の確定・印刷 関係機関への配布
	②教員向け研修 の充実	○初任者研修(H30. 7)、中堅教員資質向上研修(H31. 1)、人権教育専門研修(H30. 11)で「部落差別問題の認識及び人権意識を育む上でのポイント」について研修を行った。 ○教職員研修プログラム「同和問題学習の在り方」、「自校の実態に合わせて指導参考資料を有効活用するために」の2本を作成した。	○教職員研修(初任者研修、中堅教員資質向上研修、人権教育専門研修等)で部落差別問題学習資料を活用した研修を実施する。 ○学校・市町村に出向いて「教職員研修プログラム」を活用した研修を実施する。 ＜スケジュール＞ 随時 教職員研修実施(併せて指導参考資料について感想など意見を収集)
③小地域懇談会 の支援策	○市町村人権教育推進員を対象としたファシリテータースキルアップ研修会(H30. 6)、人権教育アドバイザー及び市町村人権教育推進員を対象とした小地域懇談会の工夫・改善のための研修会(H30. 8)を実施した。	○市町から情報提供された学習資料を使って市町村人権教育担当者や人権教育推進員を対象としたファシリテータースキルアップ研修会を実施する。 ○H30年度に各市町村で行った住民学習のうち参加型の学習資料の提供依頼、情報共有を図る。	

		○小地域懇談会の学習資料をデータベースに掲載し、市町村に活用を依頼した(6市町の情報を提供)。	<p><スケジュール></p> <p>6月 第1回人権教育推進員研修会 9月 第2回人権教育推進員研修会 11月頃 第1回人権教育担当者等研修会 随時 参加型の学習資料の収集・情報共有</p>
	④啓発広報	○若者向けのイラストを使ったポスターによる啓発を行った(駅、特急列車内、バス内、行政機関、公共施設等)。	<p>○好評であったため、マンガを活用したシリーズ広報を継続し、部落差別問題に関心の薄い年齢層に浸透を図る。</p> <p><スケジュール></p> <p>12月(人権週間及び部落差別解消推進法施行記念) 県内公共交通機関に掲示予定</p>
インターネット	①インターネットモニタリング ②講演会の開催	<p>○6月からネットモニタリングを実施して実態を把握した。</p> <p>○行政・人権関係団体職員等を対象とした講習会(H30. 10)を開催した。</p> <p>○県内市町村、団体等との情報共有・連携、人権侵害対策の取組を推進するため、ネットモニタリング・ネットワークの発足の準備を進めた。</p>	<p>○ネットモニタリング・ネットワークを発足し、参加者によりモニタリングの役割分担・情報共有などについて検討・調整をしながら体制構築を進める。</p> <p><スケジュール></p> <p>5～6月 各市町村人権担当課長会議で意見交換 7月 ネットモニタリング・ネットワーク発足(予定)</p>
当事者支援	①相談員の資質向上 ②隣保館と地域社会資源との連携強化	<p>○各隣保館訪問により課題の検証を行った。</p> <p>○隣保館の相談支援機能の向上及び地域社会資源との連携強化のための具体的な取組を検討・提案した。</p>	<p>○隣保館相談支援機能強化事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣保館相談支援機能強化アドバイザーによる助言等の支援 ・隣保館相談支援機能強化研修(実践発表研究会、ソーシャルワーク・スキルアップ研修、地域福祉課題対応スキルアップ研修)の実施 ・小規模グループでの事例研究 ・研修情報の集約・提供 <p><スケジュール></p> <p>随時: アドバイザー派遣 7月: ソーシャルワークスキルアップ研修 9月: 地域福祉課題対応スキルアップ研修 11月: 隣保事業 実践発表・公開研究会</p>
	③差別の実態に係る調査	○国が行う予定の調査と重複しないと思われる範囲で、施策の検討に必要な情報や現状を把握するための実態調査を行うという方向性で調査分野・内容等の案を幅広く提案・検討	<p>○今後市町村や業界団体などの関係者と「できない」「する項目」を含め、協議をしながら具体的内容を詰めていき、実施できるものについて着手していく。</p> <p><スケジュール></p> <p>7～9月末 隣保館を通じた地域課題把握調査 // 土地差別の実態調査</p>

令和元年度鳥取県部落解放月間について

令和元年6月26日
人権・同和対策課

本県では、昭和45年度から県独自の取組として部落解放月間を設けており、この期間中、部落差別問題への県民の理解と認識を深めるため、県や市町村、関係団体等が連携して、啓発活動を集中的に実施しています。

また、平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨について県民に広く周知し、部落差別解消の機運を盛り上げることに重点をおき取り組めます。

※「部落解放月間」は、「同和対策事業特別措置法」が施行された昭和44年7月10日を記念して、鳥取県が同和問題の早期解決をめざして昭和45年に制定したものです。

- 1 期 間 7月10日から8月9日まで
- 2 テ ー マ 「みんなの願い 差別のない社会 人権尊重の社会」
- 3 取組主体 鳥取県、県内市町村、関係団体等
- 4 月間中の啓発活動

(1) 広報

ポスター・リーフレット、街頭啓発活動、広報紙などで「部落差別の解消の推進に関する法律」及び部落解放月間の趣旨、期間中に開催される啓発事業等の周知を図る。

【県の実施事業】

○部落解放月間ポスター・リーフレットの作成

○街頭啓発活動

ア 日 時 7月10日(水) 午前7時10分～8時25分の間
※各駅によって実施時間は異なります。

イ 場 所 JR鳥取駅、倉吉駅、米子駅の出入口付近

ウ 参加団体 鳥取県、市町村、鳥取県同和対策協議会、各地区同和対策協議会、鳥取県人権文化センター、各地区人権教育団体 ほか

エ 内 容 のぼりを掲げ、部落解放月間のテーマ等が記載された啓発グッズを配布

(2) 講演会等の開催

部落解放月間を中心に県や市町村等が、県民を対象に講演会や各種セミナーなどを開催する。

【県の実施事業】

○人権・同和問題講演会(入場無料・事前申込不要)

ア 日 時 7月19日(金) 午後1時30分から3時30分まで

イ 会 場 エキバル倉吉 多目的ホール

ウ 内 容

講 演 現代の部落差別～部落差別解消への展望～

講 師 関西大学社会学部教授 内田 龍史さん

部落解放月間

2019年7月10日～8月9日



部落解放月間は、部落差別の解消を目的として、毎年7月10日から10日にかけて、各地で同様の行事が実施されています。今年も、ぜひご参加ください。

実行委員会 「現代の部落差別」～部落差別解消への展望～

開催日時 令和元年 7月19日(金) 午後1:30～3:30

会場 三ツノビル会館 多目的ホール (岐阜市上井105)
〒500-0041 岐阜県岐阜市上井

司会 内田龍也さん
(国政大学社会学部教授)



お問い合わせ 事務局 TEL 0357-26-7592・7074 / FAX 0357-26-5133

みんなの願い 差別のない社会 人権尊重の社会 **鳥取県**



「部落差別の解消の推進に関する法律」
 が施行されています。

鳥取県